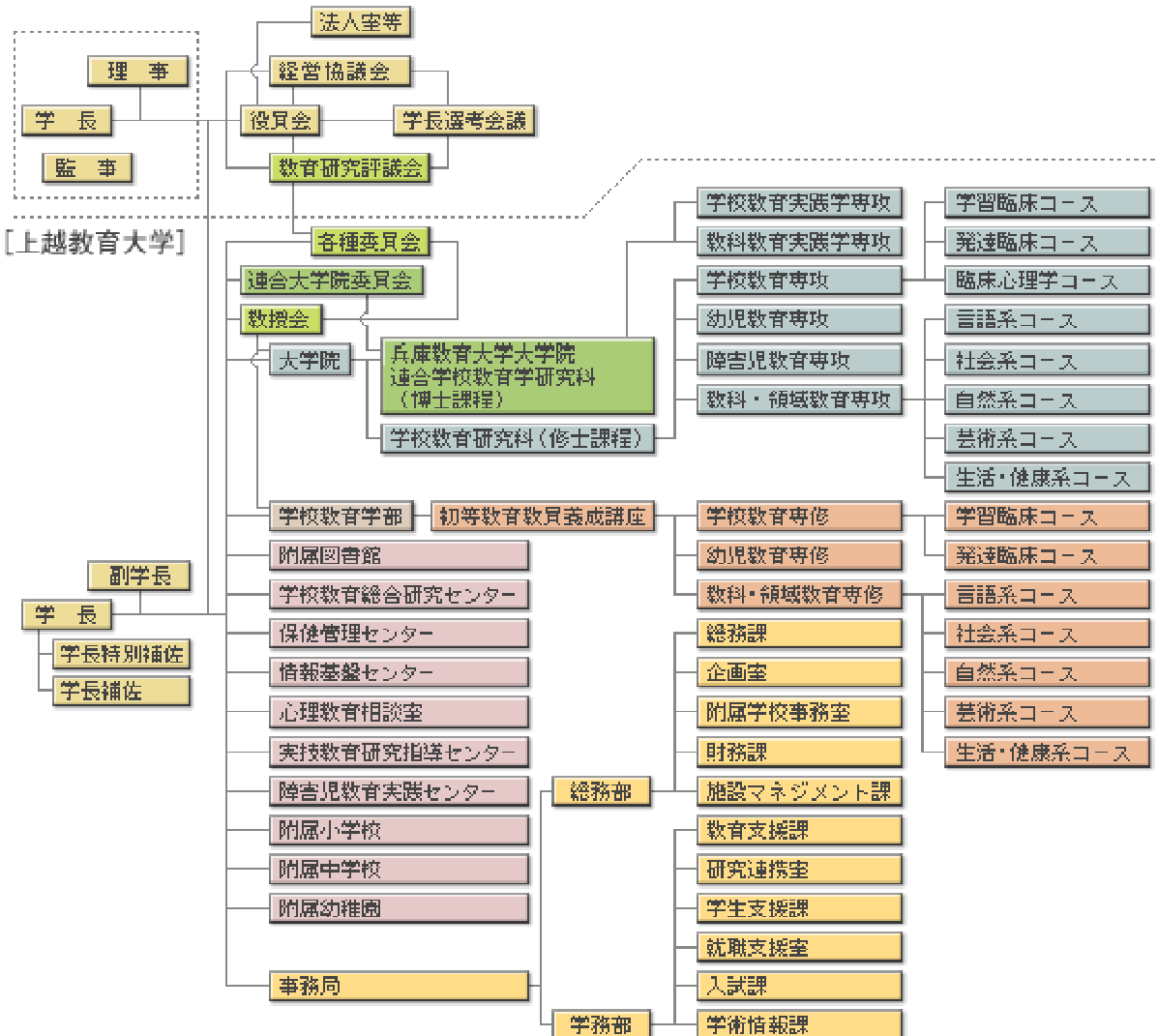
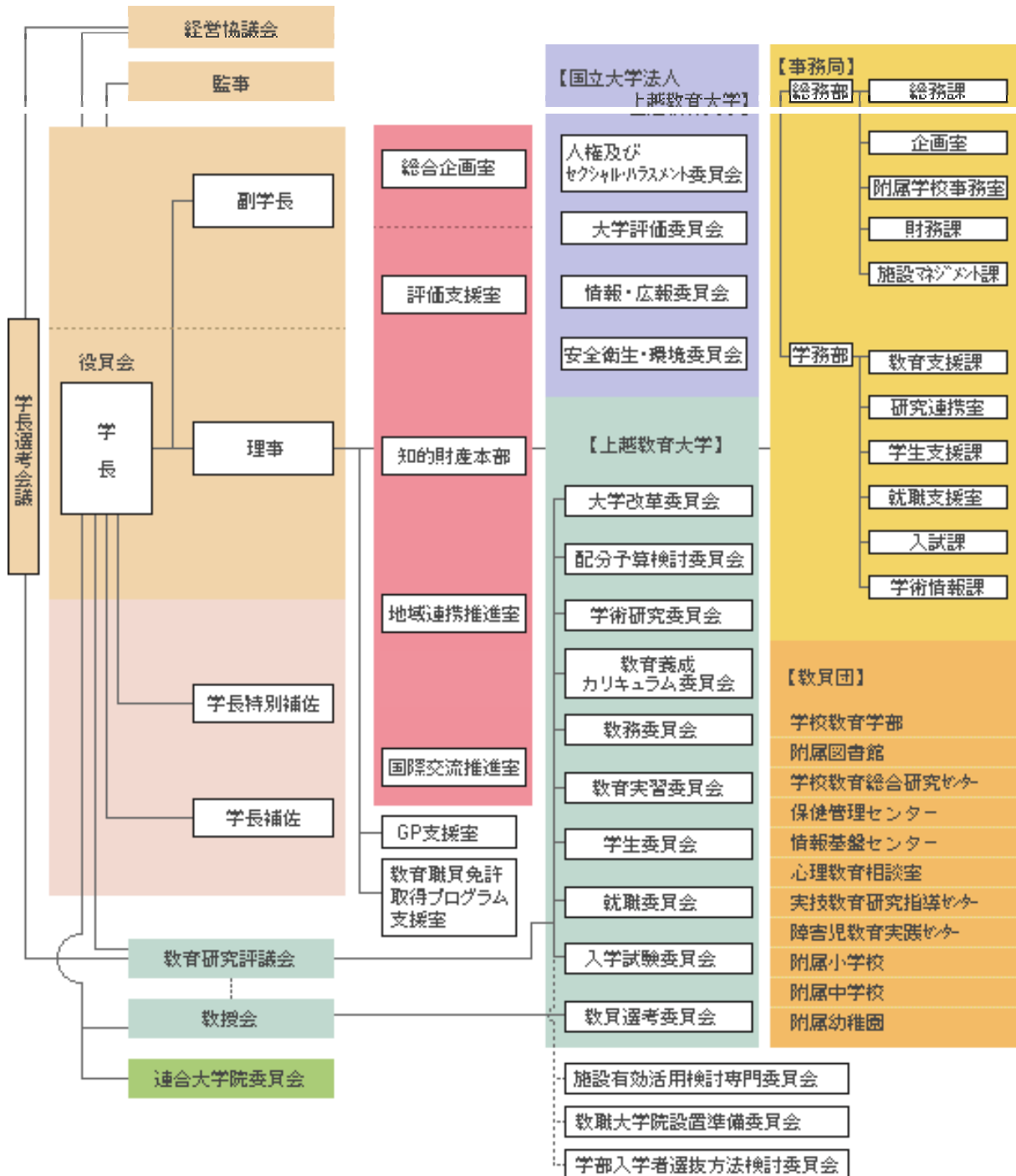


別添資料14 - 1 - 1 - 1 「国立大学法人上越教育大学組織図」

[国立大学法人上越教育大学]



別添資料14 - 1 - 1 - 2 「国立大学法人上越教育大学運営図」



1 国立大学法人上越教育大学役員会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学役員会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第23条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

（組織）

第3条 役員会は、次の各号に掲げる者（以下「役員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
- （議長等）

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、役員会を招集し、これを主宰する。
 - 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する理事が、その職務を代行する。
- （定足数及び議決数）

第5条 役員会は、役員²の4分の3以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した役員²の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （監事及び副学長等の出席）

第6条 監事及び副学長（理事であるものを除く。）は、役員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- （事務の処理）

第7条 役員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

2 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（抄）

国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)に関する事項のうち、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の経営に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本法人の経営に関する重要事項

(組織等)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事2人
 - (3) 学長が指名した副学長1人
 - (4) 学長が指名した職員2人
 - (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第5号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

(任期等)

第4条 前条第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

(議長等)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。
- 3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を述べさせること

ができる。

(専門委員会の設置)

第9条 経営協議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 経営協議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に経営協議会の委員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 経営協議会に関する事務は、総務部企画室において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

3 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則(抄)

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則(抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)に関する事項(国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。)
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる者(以下「評議員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事1人
- (3) 学長が指名した副学長2人
- (4) 附属図書館長
- (5) 学部主事
- (6) 学長が指名した附属学校長1人
- (7) 学長が指名した教授若干人
- (8) 学長が指名した事務系職員若干人

(任期等)

第4条 前条第7号及び第8号に掲げる評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任することができる。

(議長等)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 教育研究評議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 教育研究評議会は、評議員(公務出張を命ぜられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第9条 教育研究評議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 教育研究評議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に教育研究評議会の評議員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 教育研究評議会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

4 上越教育大学事務組織規則(抄)

上越教育大学事務組織規則(抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第15条第2項の規定に基づき、上越教育大学事務局(以下「事務局」という。)の事務組織について必要な事項を定める。

(事務局の部及び課等)

第2条 事務局に、総務部及び学務部を置く。

2 総務部に、次の3課及び2室を置く。

(1) 総務課

(2) 企画室

(3) 附属学校事務室

(4) 財務課

(5) 施設マネジメント課

3 学務部に、次の4課及び2室を置く。

(1) 教育支援課

(2) 研究連携室

(3) 学生支援課

(4) 就職支援室

(5) 入試課

(6) 学術情報課

4 課及び室に、その所掌事務を分掌させるため、チームを置く。

(事務局長)

第3条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(部長)

第4条 事務局の総務部及び学務部に、部長を置く。

2 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(課長及び室長)

第5条 事務局の課に課長を、室に室長を置く。

2 課長又は室長は、上司の命を受け、当該課又は室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(副課長)

第6条 課に副課長を置くことができる。

2 副課長は、上司の命を受けて特命事項を処理するとともに、課長を補佐し、課の事務を処理する。

(専門職員)

第7条 課及び室に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受けて専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理する。

(主査)

第8条 チームに主査を置く。

2 主査は、上司の命を受けてチームの事務を処理する。

(主任)

第9条 チームに主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けてチームの事務を処理する。

(細則)

第10条 課及び室の所掌事務その他この規則の実施等について必要な事項は、事務局長が別に定める。

新 (平成18年4月～)	旧
<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 <ul style="list-style-type: none"> 副課長 (広報担当) — 総務チーム 副課長 (労務管理担当) — 人事・労務チーム 企画室長 — 企画・評価チーム 附属学校事務室長 — 附属学校チーム 財務課長 <ul style="list-style-type: none"> 副課長 (財務分析担当) — 財務・監査チーム 経理チーム 契約チーム 施設マネジメント課長 <ul style="list-style-type: none"> 副課長 (施設有効活用担当) — 施設チーム 	<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 (総務担当) — 総務・広報係 秘書係 法規係 課長補佐 (労務担当) — 人事係 給与係 職員・福祉係 企画室長 <ul style="list-style-type: none"> (GP支援室) — 企画調整係 評価係 情報係 研究連携室長 — 研究支援係 地域連携係 国際交流係 附属学校事務室長 — 附属学校係 財務課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 — 総務監査係 財務係 決算係 経理係 契約第一係 契約第二係 出納係 施設マネジメント課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 — 企画係 施設管理係 設備管理係
<p>学務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 副課長 (教育改革・GP支援担当) — 教務企画チーム 副課長 (免P支援担当) — 教務支援チーム GP支援室 免P支援室 研究連携室長 — 研究連携チーム 国際交流チーム 学生支援課長 — 学生支援チーム 就職支援室長 — 就職支援チーム 入試課長 — 入試チーム 学術情報課長 — 学術情報チーム 	<p>学務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 — 教務企画係 教務支援係 教務情報係 教育実習係 留学生係 学生支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 課長補佐 — 学生企画係 課外活動係 学生相談係 奨学支援係 学生宿舍係 就職支援室長 — 就職支援係 就職情報係 入試課長 <ul style="list-style-type: none"> 企画調査係 入試第一係 入試第二係 学術情報課長 <ul style="list-style-type: none"> 学術情報係 情報管理係 情報サービス係

国立大学法人上越教育大学 役員・職員数

(平成18年4月1日現在)

区 分	役 員					職 員												合 計	
	学長	理事		監事	小計	副学長	学長特別補佐	大 学 教 員				附 属 学 校 教 員				事務局職員			
		常勤	非常勤	非常勤				教授	助教授	講師	助手	小計	教頭	教諭	養護教諭		小計		
役 員	1	2	1	2	6														6
副 学 長		(1)			(1)	2													(1) 2
学長特別補佐							2												2
学校教育学部						(1)	(1)	59	63	12	2	136							(2) 136
附属図書館								(1)				(1)							(1)
学校教育総合研究センター								(1) 2	6			(1) 8							(1) 8
保健管理センター								(1) 2				(1) 2							(1) 2
情報基盤センター								(1)	1	(1)		(2) 1							(2) 1
心理教育相談室								(3)	(4)	(1)	(1)	(9)							(9)
実技教育研究指導センター								(1) 3	3			(1) 6							(1) 6
障害児教育実践センター								(1) 1	1	1	1	(1) 4							(1) 4
附属小学校								(1)				(1)	1	15	1	17			(1) 17
附属中学校								(1)				(1)	1	15	1	17			(1) 17
附属幼稚園								(1)				(1)	1	3	1	5			(1) 5
事務局		(1)			(1)													98	(1) 98
計	1	(2) 2	1	2	(2) 6	(1) 2	(1) 2	(12) 67	(4) 74	(2) 13	(1) 3	(19)157	3	33	3	39	98	(23) 304	

()内は、左欄の組織(職)を兼務している役員又は職員を示す。

1 国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会

国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学部主事
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

2 前項に掲げる委員のうち、少なくとも1人は女性とする。

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 国立大学法人上越教育大学大学評価委員会

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育総合研究センター長
- (3) 各部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。）各1人
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

（委員長等）

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に、副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会

国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長

- (2) 各部から選出された教員各1人
- (3) 学校教育総合研究センター、情報基盤センター及び各附属学校から選出された教員各1人
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人
(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 国立大学法人上越教育大学安全衛生・環境委員会

国立大学法人上越教育大学安全衛生・環境委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 保健管理センター所長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 各部から選出された教授又は助教授（講師を含む。）各2人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) 総務課長
- (8) 施設マネジメント課長
- (9) 学生支援課長
- (10) その他学長が指名した者若干人

5 上越教育大学大学改革委員会

上越教育大学大学改革委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教授又は助教授（講師を含む。）若干人
- (3) その他学長が指名した者若干人
(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

6 上越教育大学配分予算検討委員会

上越教育大学配分予算検討委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長

- (2) 学校教育総合研究センター長
- (3) 講座代表
- (4) 連合研究科副研究科長
- (5) 財務課長
- (6) その他学長が指名した者若干人
(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

7 上越教育大学教務委員会

上越教育大学教務委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人
(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

8 上越教育大学入学試験委員会

上越教育大学入学試験委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 教務委員会委員長

- (7) 国際交流推進室長
- (8) 学務部長
- (9) 入試課長
- (10) その他学長が指名した者若干人
(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

9 国立大学法人上越教育大学総合企画室

国立大学法人上越教育大学総合企画室規程（抄）

（組織等）

第3条 総合企画室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- 2 室長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 3 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、総合企画室を統括する。
- 4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 5 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 6 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

10 国立大学法人上越教育大学評価支援室

国立大学法人上越教育大学評価支援室規程（抄）

（組織等）

第4条 評価支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- 2 室長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次長を置くことができる。
- 3 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、評価支援室を統括する。
- 4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 5 次長は、室長が室員のうちから指名する。
- 6 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

11 国立大学法人上越教育大学知的財産本部

国立大学法人上越教育大学知的財産本部規程（抄）

（組織等）

第4条 知財本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、学長が指名した副学長をもって充て、知財本部の業務を統括する。
- 3 本部員は、学長が指名した者をもって充てる。
- 4 本部員の任期は、本部員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

12 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室

国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程（抄）

（組織等）

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 次長
- (3) 室員

2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、推進室の業務を統括する。

3 次長は、学長が指名した教授をもって充て、室長を助け推進室の業務について調整及び指揮する。

4 室員は、学長が指名した者をもって充てる。

5 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

13 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室

国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（抄）

（組織等）

第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際交流推進室長（以下「室長」という。）
- (2) 日本語・日本事情を担当する専任教員
- (3) 協定校担当者（以下「コーディネーター」という。）若干人
- (4) 学務部長
- (5) その他学長が指名した者

2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、推進室の業務を統括する。

3 コーディネーターは、学長が指名した教授又は助教授をもって充て、協定校との交流を推進するための業務を処理する。

別添資料14 - 1 - 3 - 1 「国立大学法人上越教育大学経営協議会，国立大学法人上越教育大学教育研究評議会，上越教育大学教授会及び主な学内委員会の組織等（構成員等）」

1 国立大学法人上越教育大学経営協議会

国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（抄）

（組織等）

第3条 経営協議会は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事2人
 - (3) 学長が指名した副学長1人
 - (4) 学長が指名した職員2人
 - (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く，かつ，高い識見を有するもののうちから，国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第5号の委員の数は，経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

2 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会

国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（抄）

（組織）

第3条 教育研究評議会は，次の各号に掲げる者（以下「評議員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名した理事1人
- (3) 学長が指名した副学長2人
- (4) 附属図書館長
- (5) 学部主事
- (6) 学長が指名した附属学校長1人
- (7) 学長が指名した教授若干人
- (8) 学長が指名した事務系職員若干人

3 上越教育大学教授会

上越教育大学教授会規則（抄）

（組織）

第3条 教授会は，次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 助教授
- (5) 講師
- (6) 助手

4 国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会

国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学部主事
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) その他学長が指名した者若干人

2 前項に掲げる委員のうち、少なくとも1人は女性とする。

5 国立大学法人上越教育大学大学評価委員会

国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育総合研究センター長
- (3) 各部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。）各1人
- (4) 学長が指名した附属学校長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長
- (7) 学務部長
- (8) その他学長が指名した者若干人

6 国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会

国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 各部から選出された教員各1人
- (3) 学校教育総合研究センター、情報基盤センター及び各附属学校から選出された教員各1人
- (4) 総務部長
- (5) 学務部長
- (6) その他学長が指名した者若干人

7 国立大学法人上越教育大学安全衛生・環境委員会

国立大学法人上越教育大学安全衛生・環境委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 保健管理センター所長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 各部から選出された教授又は助教授（講師を含む。）各2人
- (5) 総務部長
- (6) 学務部長
- (7) 総務課長
- (8) 施設マネジメント課長
- (9) 学生支援課長
- (10) その他学長が指名した者若干人

8 上越教育大学配分予算検討委員会

上越教育大学配分予算検討委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育総合研究センター長
- (3) 講座代表
- (4) 連合研究科副研究科長
- (5) 財務課長
- (6) その他学長が指名した者若干人

9 上越教育大学教務委員会

上越教育大学教務委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 学務部長
- (6) 教育支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

10 上越教育大学教育実習委員会

上越教育大学教育実習委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 第一部、第三部及び第四部から選出された教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人
- (2) 第二部から選出された教授又は助教授3人
- (3) 第五部から選出された教授又は助教授1人
- (4) 学校教育総合研究センターから選出された教授又は助教授5人。ただし、5人のうち3人は、任期付助教授をもって充てる。
- (5) 附属学校教頭
- (6) 学務部長
- (7) 教育支援課長
- (8) その他学長が指名した者若干人

11 上越教育大学学生委員会

上越教育大学学生委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (2) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 学務部長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他学長が指名した者若干人

12 上越教育大学就職委員会

上越教育大学就職委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (2) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (4) 学務部長
- (5) 就職支援室長
- (6) その他学長が指名した者若干人

13 上越教育大学入学試験委員会

上越教育大学入学試験委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 第一部及び第五部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授（講師を含む。以下同じ。）各2人。ただし、各2人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (3) 第二部及び第三部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授各3人。ただし、各3人のうち各1人は、教授をもって充てる。
- (4) 第四部から選出された研究科担当を命じられた教授又は助教授6人。ただし、6人のうち1人は、教授をもって充てる。
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 教務委員会委員長
- (7) 国際交流推進室長
- (8) 学務部長
- (9) 入試課長
- (10) その他学長が指名した者若干人

14 上越教育大学学術研究委員会

上越教育大学学術研究委員会規程（抄）

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学校教育総合研究センター長
- (3) 情報基盤センター長
- (4) 各部から選出された教授又は助教授（講師を含む。）各1人
- (5) 学務部長
- (6) 研究連携室長
- (7) 学術情報課長
- (8) その他学長が指名した者若干人

15 上越教育大学事務連絡会設置要項

上越教育大学事務連絡会設置要項（抄）

（所掌事項）

2 事務連絡会は、次の各号に掲げる事項に関し、本学に関係する各種事案について協議するとともに情報の共有を図る。

- (1) 部、課又は室所掌の懸案等に関すること。
- (2) 全国会議・ブロック会議等における重要な協議・報告事項に関すること。
- (3) 本学トップミーティングにおける重要な協議・報告事項に関すること。
- (4) その他事務運営に関し、事務局長が必要と認めたこと。

(組織)

3 事務連絡会は、事務局長、部長、課長、室長及び副課長をもって組織する。

(委員長)

4 事務連絡会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年4月1日 規則第8号）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

（監査の目的）

第2条 監査は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の財務内容を含む業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とする。

（監査の対象）

第3条 監査は、本法人の業務について行うものとする。

（監査の方法）

第4条 監査の方法は、書面監査と実地監査によるものとする。

（監査計画）

第5条 監事は、毎事業年度の監査計画を作成し、あらかじめ学長に提出しなければならない。ただし、臨時に監査を行うときは、その都度、監査項目、実施時期、監査方法等を文書で学長に提出するものとする。

2 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の方法

3 定期監査の監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 業務の監査

- ア 法令、業務方法書及び本法人の諸規程等の実施状況
- イ 中期目標、中期計画及び年度計画の実施状況
- ウ 組織運営状況
- エ 人事管理状況

(2) 会計の監査

- ア 年次決算の状況
- イ 予算の執行及び資金運用の状況
- ウ 収入及び支出の状況
- エ 固定資産の管理状況
- オ 契約の状況
- カ 人件費の支給状況

4 監査手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査対象部局の長（ただし、上越教育大学の学生宿舍及び赤倉課外活動施設は、事務局に含む。）からの概況聴取
- (2) 帳簿その他証拠書類の原本確認

(3) 現地の調査

(監事以外の役員への質問等)

第6条 監事は、監査の際、監事以外の役員に対し必要に応じて質問し、又は説明、資料の提出を求めることができる。

2 監事以外の役員は、監事が行う監査に協力しなければならない。

(監査終了後の措置)

第7条 監事は、監査終了後速やかに監査結果に基づく報告書を作成し、遅滞なく学長に提出するものとする。

2 報告書に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認められた事項

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に対し意見を提出するものとする。

4 学長は、第1項の報告書に意見が付されている場合は、当該意見に対する回答を監事にしなければならない。

(事故又は異例な事態の報告)

第8条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、職員は速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(事務の処理)

第9条 監査に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別添資料14 - 1 - 4 - 2 「平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」
平成17年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

(平成17年4月1日)

第1 監査の基本方針

1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則(平成16年4月1日制定)に基づき監査を実施する。

2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として、あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標, 中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告, 供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

第2 監査の重点項目

1 業務の監査

- (1) 諸規程の整備及び実施状況
- (2) 中期目標, 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況

2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

第3 監査の実施期間

1 業務の監査

平成17年度の業務監査は, 年度終了後の平成18年度当初に別途日程を調整のうえ実施する。また, 監査を効率的に実施するため, 事業年度の間時点(平成17年10月)に監査を実施し, 中期計画・年度計画への対応方針等について, 各

部局等から説明を聴取する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要な応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

2 会計の監査

平成17年度の会計監査は、月次監査及び年次監査を行う。

(1) 月次監査

月次監査は、毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要な応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

(2) 年次監査

平成17年度の年次監査は、年度終了後の平成18年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。

第4 監査の方法

1 業務の監査

(1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また必要な応じて個別聴取を行う。

(2) その他必要な事項を監査する。

2 会計の監査

(1) 月次監査

財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、前月の決算関係書類を精査し、前月の決算の状況等を監査する。

その他必要な事項を監査する。

(2) 年次監査

財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。

財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。

全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。

その他必要な事項を監査する。

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学

学長 波 邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成17年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。

平成18年6月15日

国立大学法人上越教育大学

監 事 高橋信雄 

監 事 大原啓資 

別添資料14 - 1 - 5 - 1 「平成18年度教職員研修計画」

平成18年度教職員研修計画

H18.7.5現在

研修主催者別区分・研修名	対象者	実施機関等	開催時期	備 考		
上越教育大学新任部局長等研修	新任部局長等	総務課	6～7月 4日間	昨年度5/19～5/25		
＃ 新任職員研修	新任教職員	総務課	7月 5日間	昨年度5/11,5/18,5/25,6/1		
＃ 自己啓発セミナー	事務局職員	総務課	4～3月	継続中		
新潟県内国立学校等新採用職員研修	新採用職員等	県内3大学の当番制	5～6月	新大が当番校		
＃ 国立学校等中堅職員研修	中堅職員等		11～12月	本学が当番校		
＃ 国立学校等係長研修	係長及び係長相当職		10月	長岡技大が当番校		
＃ 監督者研修 (JST)	係長及び係長相当職	(H12以前新潟大学)	H12以降休止			
新潟大学スキルアップセミナー	課長補佐級 係長級	新潟大学 ＃	11月 11月	新大が毎年実施		
生涯学習設計セミナー (H18年度なし)	40歳以上の課長以上の教職員	県内3大学の当番制	10月	H18年度本学当番校(隔年開催)		
退職準備セミナー	55歳以上の教職員	新潟大学	12月	新大が毎年実施		
附属学校初任者宿泊研修	附属学校新任教諭	上教大、兵教大	8月	(以研修機関)		
校長・教頭等 育成研修	校長・教頭等研修	小学校・中学校校長, 小学校・中学校教頭, 幼稚園長	独立行政法人教員 研修センター	7月～8月 1月～3月	(H教職員等中央研修講座)	
	中堅教員研修	小学校・中学校教員, 小学校・中学校教務主任	＃	8月～10月 11月～12月		
社 団 法 人 立 大 学 専 門 協 会 研 修 開 催	大学マネジメントセミナー (学長セミナー)	学長等	国大協	9/1～2		
	大学マネジメントセミナーⅠ (広報・渉外編) (広報・戦略編) (企画編)	学長, 理事, 部局長, 幹部事務職員	国大協	10/2～4		
	大学マネジメントセミナーⅡ (国際交流編) (教育・学生支援編) (研究支援・産官学連携編)			11/21～22		
	大学マネジメントセミナーⅠ (人事・労務の部) (財務・会計の部)	担当役員, 事務局長, 担当部長	国大協と国立大学 財務・経営センタ ーの共催	10月 2日間		
	大学トップマネジメントセミナー	役員等		9月 2日間		
	大学職員マネジメント研修	財務担当課長及び財務 担当者		1月 3日間		
	国立大学法人等部長研修	部長級職員	国大協	7/20～21		
	国立大学法人等課長・事務長研修	課長・事務長級職員		8/9～9		
	国立大学法人総合損害保険研究会	保険実務担当者		5/31, 1/16		
	大学等が合同で行う研修	<階層別研修> 課長補佐等研修 係長研修	課長補佐級職員 係長級職員	国大協各ブロック (国大協東京地 区支部, 関東 ・甲信越地区 支部の合同主 催)	未定 2月 3日間	
<専門研修> 関東甲信越東京地区実践セミナー 情報の部 産学連携の部 人事・労務の部 財務の部		課長補佐相当職以下	2月 2日間 3月 1日 3月 1日 11月 5日間			
法人会計研修		会計実務1年以上の中堅職員				
接遇マナー研修			未定			
職員啓発セミナー		課長補佐相当職以下	1月 2日間			
<技術職員研修> 技術専門員等研修 技術専門職員等研修					未定	
人事院	係長研修	係長 (40歳未満)	人事院関東事務局	6月 28日	参加希望を出しているが、人事院の定員枠があり、その枠に入った場合のみ開催通知がくる。	
	女性職員キャリアサポートセミナー	係長級	＃	5月 28日3日		
	窓口クレーム対応研修	窓口担当者	＃	5月 1日2日		

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

大学の基本的な目標に基づき、大学構成員全員の目標に向けた求心力を高め、利害を持つ大学外の全ての者にアピールする観点から大学の進む方向を戦略的にまとめ、実施する体制を現実化する。この方針を全教職員が共有して、学長のリーダーシップの下、単科大学としての特性を十分生かしつつ、教職員一体の効率的・効果的な組織運営、戦略的な学内資源配分を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。この際、各教員の多様なアイデアに基づく、多様な教育・研究指導が可能な組織とする。

3 人事の適正化に関する目標

教員人事は、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行う。

教員の創意工夫と職員の志気が反映される人事システムを目指す。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務組織は、弾力的な組織にし、教職員一体での大学運営に対応できるよう、効率化・合理化を図るとともに、企画・立案機能を強化する。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、本学の教育・研究指導の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する観点から、教育・研究指導の状況について点検及び評価を行うとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための基本方針を策定し、実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標

社会に対する説明責任を果たしていく必要から、特に定める情報以外は、公開を基本とし、多様な媒体を通して積極的に発信する。

公開した情報に対して、社会からの評価を積極的に求める。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

本学の教育研究等の基本目標を踏まえ、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、最適なキャンパス環境を形成するため、トップマネジメントの一環として、施設マネジメントの基本的方針を決定するシステムを構築するとともに、必要な施設整備と効果的な活用を進めるため、実効性ある点検評価を行い、「民」の経営的発想を取り入れる。

2 安全管理に関する目標

労働安全衛生法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な就労・修学環境を実現する視点からの改善を図りながら、本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員の安全と健康の確保に努める。

別添資料14 - 2 - 1 - 2 「管理運営に関する主な規則一覧」

第1章 学 則

国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）

第2章 組織・管理

- 国立大学法人上越教育大学役員会規則（平成16年規則第1号）
- 国立大学法人上越教育大学経営協議会規則（平成16年規則第2号）
- 国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則第3号）
- 国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第4号）
- 上越教育大学教授会規則（平成16年規則第5号）
- 上越教育大学連合大学院委員会規程（平成16年規程第1号）
- 国立大学法人上越教育大学総合企画室規程（平成16年規程第2号）
- 国立大学法人上越教育大学知的財産本部規程（平成16年規程第3号）
- 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程（平成16年規程第4号）
- 国立大学法人上越教育大学国際交流推進室規程（平成16年規程第5号）
- 国立大学法人上越教育大学学生支援室規程（平成16年規程第6号）
- 国立大学法人上越教育大学カリキュラム企画室規程（平成16年規程第7号）
- 上越教育大学部等の組織運営規則（平成16年規則第6号）
- 上越教育大学事務組織規則（平成16年規則第7号）
- 国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）
- 国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）
- 上越教育大学拉致被害者子女教育支援室設置要項（平成16年学長裁定）
- 国立大学法人上越教育大学GP支援室設置要項（平成17年学長裁定）

第3章 委員会

第1節 総 括

- 国立大学法人上越教育大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（平成17年規程第25号）
- 国立大学法人上越教育大学大学評価委員会規程（平成16年規程第9号）
- 国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会規程（平成16年規程第10号）
- 国立大学法人上越教育大学安全衛生・環境委員会規程（平成16年規程第11号）
- 上越教育大学大学改革委員会規程（平成18年規程第1号）

第2節 人 事

- 上越教育大学教員選考委員会規程（平成16年規程第97号）

第3節 財務・施設

- 上越教育大学配分予算検討委員会規程（平成16年規程第12号）

第4章 庶 務

- 国立大学法人上越教育大学防災規則（平成16年規則第9号）

第5章 人 事

第1節 就業・サービス

- 国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）
- 国立大学法人上越教育大学教員就業規則（平成16年規程第34号）
- 国立大学法人上越教育大学教員任期規程（平成16年規程第104号）
- 国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程（平成16年規程第35号）
- 国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規程第47号）
- 国立大学法人上越教育大学安全衛生管理規程（平成16年規程第51号）

第2節 選 考

- 国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）
- 国立大学法人上越教育大学理事選考規則（平成16年規則第12号）
- 上越教育大学副学長選考規則（平成16年規則第13号）
- 上越教育大学附属図書館長等選考規則（平成16年規則第14号）
- 国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程（平成16年規程第58号）

第6章 財務・施設

- 国立大学法人上越教育大学会計規則（平成16年規則第16号）
- 国立大学法人上越教育大学契約事務取扱規程（平成16年規程第62号）
- 国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程（平成16年規程第63号）
- 国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程（平成16年規程第66号）
- 国立大学法人上越教育大学毒物・劇物取扱規程（平成16年規程第67号）
- 国立大学法人上越教育大学実験廃棄物等取扱規程（平成16年規程第68号）
- 国立大学法人上越教育大学電気工作物保安規程（平成16年規程第69号）

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年3月15日
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
 - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、柔軟で多様な人事を行うものとする。
 - (2) 教員の流動性を高め、教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
 - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
 - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け、外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化、教員人事の客観性及び透明性を高めるため、教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
 - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は、本学の理念・目的に沿って行うものとする。
 - (2) 教員の選考に当たっては、学長が選考の目的・理由を明確にし、教育研究評議会に発議して行うものとする。
 - (3) 教員の採用は、原則として公募とする。
 - (4) 教員候補者の選考は、教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し、人事教授会の議を経て、教育研究評議会が行うものとする。
 - (5) 教員の選考に当たっては、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価するものとする。
 - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し、公開するものとする。

平成18年6月21日

平成21年度までの財政計画について

1 財政計画の策定

本学は、中期目標・中期計画を着実に実現し、教員養成大学として、その使命を果たしていく責務があり、さらなる教育研究等の改善・充実に努めていく必要がある。

しかし、財政的には、本学の財政運営の基盤となる運営費交付金が効率化係数の影響等により年々厳しさを増すこととなっており、加えて、「総人件費改革の実行計画等(平成17年12月24日閣議決定)」を踏まえた運営費交付金への影響も憂慮される等、極めて厳しい状況となっている。

このような厳しい財政状況の中で、本学の財政上の基盤となっている運営費交付金の削減への計画的な対応を行うため、平成18年度予算をベースとして、第一期中期目標期間の最終年度である平成21年度までの期間について、あらかじめ運営費交付金の削減予定額を加味した財政計画を策定し、本学の中期的な財政運営の指針と位置付け、計画的・効率的な財政運営を行うこととする。

2 財政計画策定にあたっての前提条件

(1) 基本的な考え方

財政計画は、平成18年度予算をベースとして、平成21年度までの運営費交付金の削減予定額は、効率化係数等の影響に加え、総人件費改革が運営費交付金に影響することを想定した計画とする。

(2) 対応すべき運営費交付金の削減予定額 (別紙1参照)

現時点では、国の総人件費改革によって運営費交付金が削減されるか否かは未定であるが、本財政計画では、効率化係数等の影響額とともに、総人件費改革により、さらに1%の運営費交付金の人件費相当額が削減されると想定して計画を策定する。

平成21年度までの運営費交付金の削減予定額 約2億5百万円 (内訳：効率化係数等 約97百万円、総人件費改革 約1億8百万円)
--

(3) 収入額の算定

運営費交付金収入(教育研究経費等)

平成18年度予算をベースとして、平成19年度以降は、運営費交付金算定ルールに基づく効率化係数等の影響額に加え、総人件費改革により、さらに1%の運営費交付金の人件費相当額の削減を想定し計上する。

自己収入

授業料収入については、平成19年度以降は、大学院学生が収容定員を充足し、標準履修学生が収容定員600人を満たした場合の収入があると見込み、その他の自己収入は、平成18年度予算額と同額で推移すると見込み計上する。

事項指定経費

平成18年度予算において、当該年度限りとして措置された特別教育研究経費及び特殊要因経費と同額を各年度に計上する。

(4) 支出額の算定

人件費

平成18年度予算（退職手当を除く。）をベースとして、平成21年度までの雇用計画（別紙2）に基づく所要見込額を計上する。

物件費

平成18年度予算をベースとして、事項指定経費を除き、平成18年度予算の施設改修等経費に計上した63百万円を差し引き、平成21年度までに約3%の効率化を行うこととし計上する。

事項指定経費

収入額の算定と同じ。

3 平成21年度までの財政計画

(単位:百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	18年度をベースとした 21年度までの削減 等目標額	
	a	b	c	d	e=d-a	
収 入	運営費交付金(教育研究経費等)	2,981	2,884	2,830	2,776	205
	自己収入	873	900	900	900	27
	運営費交付金(事項指定経費)	402	402	402	402	0
	合 計	4,256	4,186	4,132	4,078	178
支 出	人件費	2,918	2,872	2,854	2,830	88
	物件費	936	912	876	846	90
	事項指定経費	402	402	402	402	0
	合 計	4,256	4,186	4,132	4,078	178

寄附金及び受託経費等の外部資金及び施設整備費補助金等は含んでいない。

4 経費の抑制・節減のための方策

(1) 人件費の抑制・削減に向けた取り組み

中長期的な経費の抑制・削減にあたっては、支出予算の4分の3を占める人件費を如何に抑制し削減できるかが重要なポイントとなるが、本学における教育研究等の維持・発展を考慮し、特に事務系職員に係る人件費を抑制・削減することとし、定年退職者等については、当面、原則として代替の常勤職員を補充せず、業務の見直しや非常勤職員の雇用等により対応する。

また、教員の定年退職者等の補充については、その都度、学長が補充の必要性を精査した上で、補充をする教員数を調整するとともに、補充する場合においても下位の職種にすることにより、人件費の抑制・削減を図る。

(2) 物件費の抑制・削減に向けた取り組み

管理的経費等は、メール便・IP電話の活用による通信料金の削減、印刷物の電子化、光熱水料の抑制等、徹底した経費の抑制・削減に努める。

教育研究経費は、効率化係数1%の影響を考慮し抑制を図る。

また、情報システムの契約統合によるレンタル料金の節減等、既定経費の効率的な執行のための工夫・改善を行う。

5 収入の確保・増収方策

(1) 自己収入の確保に向けた取り組み

本学の自己収入は、授業料・入学料・検定料収入が約9割を占めていることから、大学に対する評価のみならず、財政面においても学生の確保が極めて重要であり、大学院学生の定員充足に向けた取り組み等について、費用対効果を考慮しながら、積極的に推進する。

なお、大学院学生の定員充足にあたっては、大学院における教育研究の質の低下を招くことが無いよう、長期履修学生の受入人数を適正規模に維持しつつ、大学院学生の確保に努めることとする。

その他の自己収入については、増収のための方策を検討し、増収に努める。

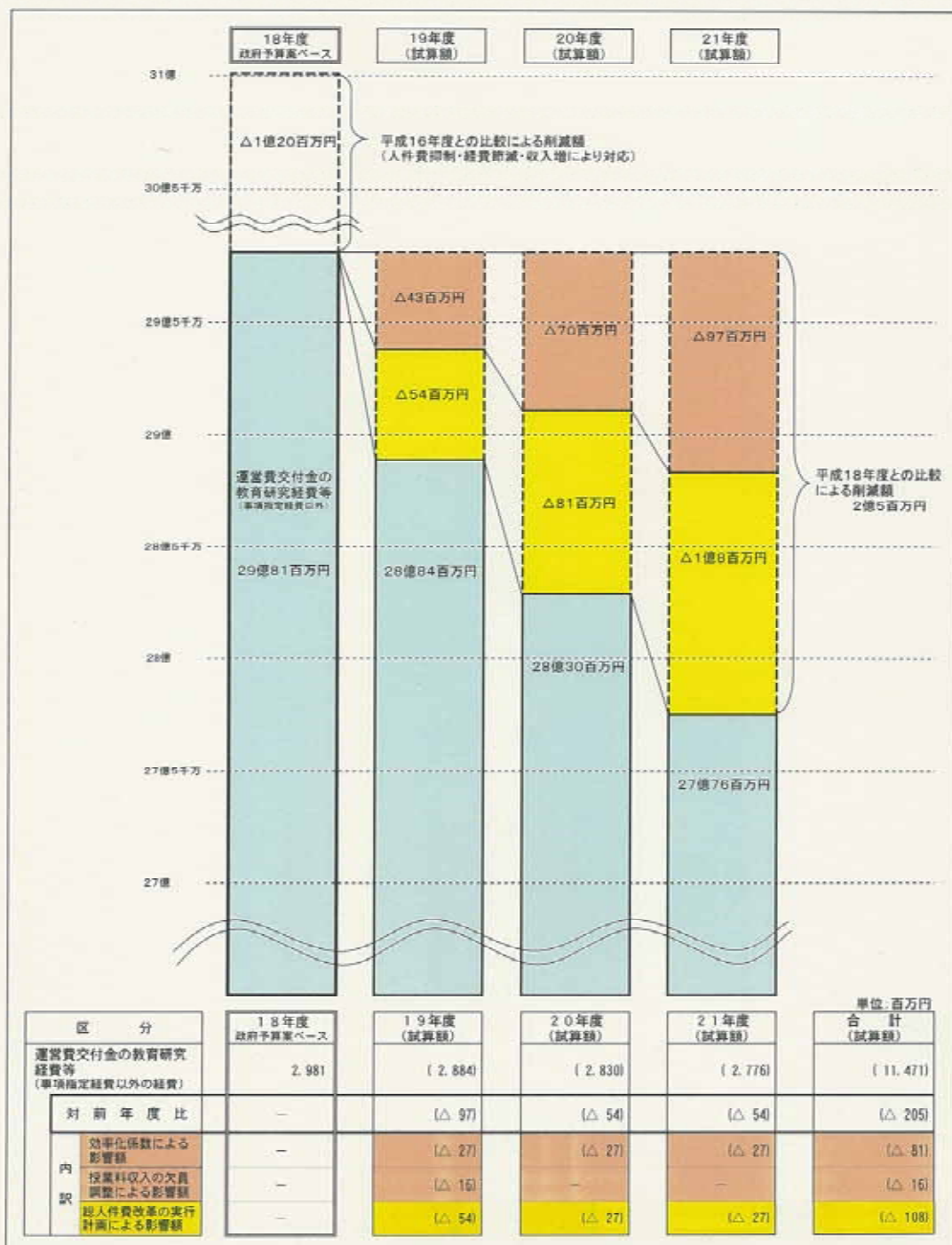
(2) 外部資金の獲得に向けた取り組み

運営費交付金の教育研究経費等が削減され、自己収入も大きな増収が難しい中で、特別教育研究経費や各種GP等の競争的資金の獲得が、今後における本学の教育研究の発展に一層重要となっていくことから、外部資金の獲得に向け、大学として組織的に取り組み、積極的な申請を行う。

6 その他

運営費交付金が厳しい状況となっていく中で、本学の教育研究環境の維持・向上のため目的積立金である教育研究環境整備積立金については、平成19年度概算要求による予算措置状況等を勘案の上、執行計画を別途策定し、計画的・効果的な活用を図ることとする。

平成21年度までの運営費交付金の教育研究経費等(事項指定経費以外の経費)の見通し



平成21年度までの雇用計画表

区 分	H18.3.31	18年度				19年度				20年度				21年度			
		減	増	差引	現員	減	増	差引	現員	減	増	差引	現員	減	増	差引	現員
役 員	6				6				6				6				6
副 学 長	2				2				2				2				2
大 学 教 員	160	5	10	5	165	7	4	△3	162	10	9	△1	161	8	8	0	161
附属学校教員	39				39				39				39				39
学長特別補佐	3				3				3				3				3
事務系職員	102	2		△2	100	8	6	△2	98	4	3	△1	97	8	5	△3	94
合 計	312	7	10	3	315	15	10	△5	310	14	12	△2	308	16	13	△3	305

注) 1 現員は、年度末の現員を示す。

2 増減には、役員、副学長、附属学校教員、学長特別補佐及び事務系職員の部長を含まない。

3 教職大学院の設置に向けて、19年度に実務家教員5人のうち3人の採用を計上した。

別添資料14 - 2 - 1 - 5 「施設有効活用に当たってのスペースの取扱い検討結果」

施設有効活用に当たってのスペースの取扱い検討結果

施設有効活用検討専門委員会

【基本方針】

大学の管理運営に臨機応変に配置替え等が可能となるように、大学直接管理のスペースを可能な限り確保する。

【原則】

従来の講座・分野等の配分面積等は、0からのスタートとして検討する。
暫定対応として、院生研究室のみ従来の面積を基本に算定する。

【スペース区分】

スペース区分については、次の3区分とする
このことにより、今まで講座や分野が管理して共通使用していたスペース区分を廃止する。

- 1 大学管理スペース
 - ・大学が直接管理して使用するスペース
- 2 教員貸与スペース（貸与している期間は、教員管理）
 - ・大学が教員個人又は複数教員に貸し出すことにより使用できるスペース
 - ・1以外の全てのスペース
 - ・教員貸与スペースは、以下の2種に分かれる。
 - a 教員研究スペース
 - ・教員研究室として、教員1名に対し1室を無償で貸与する。
 - b チャージスペース
 - ・教員個人または複数教員がスペースチャージ制により一定期間使用するスペース
- 3 学生（大学院学生・学部学生）スペース
 - ・大学院生研究室及び学部学生控室の在り方については、今後検討が必要。

国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）（抄）

第4節 役員・職員組織

（役員）

第18条 法人に、学長、理事及び監事を置く。

2 前項に規定する理事は、副学長と称することができる。

3 第1項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（職員）

第19条 法人に、副学長、教員及び事務系職員を置く。

2 前項の教員の種類は、教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

（各組織の長）

第20条 本学に、附属図書館長、学校教育総合研究センター長、保健管理センター所長、情報基盤センター長、心理教育相談室長、実技教育研究指導センター長、障害児教育実践センター長及び附属学校長を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（学部主事）

第21条 本学に、学部主事を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

（研究科長）

第22条 本学の大学院学校教育研究科に、学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）を置き、学長をもって充てる。

国立大学法人上越教育大学学長選考規則（平成16年規則第33号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第18条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学の学長の選考及び任期について必要な事項を定める。

国立大学法人上越教育大学理事選考規則（平成16年規則第12号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第18条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学理事（以下「理事」という。）の選考及び任期等について定める。

上越教育大学副学長選考規則（平成16年規則第13号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条第1項の規定に基づき、上越教育大学副学長（以下「副学長」という。）の選考及び任期等について定める。

上越教育大学附属図書館長等選考規則（平成16年規則第14号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）の附属図書館長、学校教育総合研究センター長、保健管理センター所長、情報基盤センター長、心理教育相談室長、実技教育研究指導センター長、障害児教育実践センター長及び附属学校長並びに学部主事（以下「館長等」という。）の選考及び任期等について定める。

上越教育大学部等の組織運営規則（平成16年規則第6号）（抄）

（学部主事）

第3条 学長は、前条第1項に規定する各部に学則第21条第1項に規定する学部主事を置

く。

2 学部主事は、学長の命を受けて各部の運営に関する校務を整理する。

(講座代表)

第4条 学長は、第2条第2項に規定する各講座に講座代表を置く。

2 講座代表は、当該講座の運営に当たるとともに、所属する部の学部主事を補佐する。

3 講座代表は、当該講座の教授のうちから、所属する部の学部主事の推薦に基づき、学長が指名する。

4 講座代表の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(分野主任)

第5条 学長は、講座の運営上必要があると認めるときは、次の表に掲げる講座の分野に分野主任を置くことができる。

2 分野主任は、当該分野の教授のうちから、所属する部の学部主事の推薦に基づき、学長が指名する。

3 分野主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

別添資料14 - 2 - 2 - 1 「上越教育大学ホームページのトップページ及び主な掲載項目」



大学紹介

学長メッセージ

大学の特徴

大学の概要

創設の主旨・目的

沿革

組織図

運営図

役職員

役員・職員数

部及び講座の構成

学生数

財政

土地・建物

アクセス方法

部局所在地一覧

業務方法書及び中期目標・中期計画

業務方法書

中期目標

中期計画

年度計画

地域連携・大学間連携

学内の地域連携推進体制（地域連携推進室）

自治体との連携体制

	大学との連携体制
	関連サイト
国際交流 -----	上越教育大学における国際交流・留学生交流の在り方
	海外の交流協定校
	外国人留学生の受入れ
	学生の海外留学・研修
	海外教育(特別)研究 実施報告
	国際交流のひろば(毎月発行)
知的財産本部 -----	知的財産ポリシー
	知的財産管理体制
	関係規程
	発明から特許出願までの流れ
	知的財産活動状況
	知的財産 Q & A
	関連サイト
スタッフ募集	
学校教育学部	
入試情報 -----	大学説明会
	リスニングテスト免除者の扱い
	学校教育学部の出願状況
	入学者選抜要項(抜粋)
	個別の入学資格審査
	学生募集要項(抜粋)
	前年度の試験内容
	専修・コースの紹介
	大学入試センター試験の受験を要する教科・科目
	過去10年間の選抜状況
	前年度の合格者平均点
	資料請求の方法
	よくある質問
学部の組織等	
カリキュラム	
卒業要件と取得できる免許状・資格	
シラバス	
学生の海外留学・研修	
教育研究スタッフ -----	教育研究スタッフのプロフィール
科目等履修生	
大学院学校教育研究科(修士課程)	
入試情報 -----	本大学院を受験する皆様へ
	専攻別学生募集人員
	学生募集要項(抜粋)
	前年度の選抜状況
	過去10年間の選抜状況
	過去の入学試験問題
	大学院説明会のご案内
	資料請求の方法
	長期履修学生制度
	教育職員免許取得プログラム
先輩院生の声	
臨床心理士養成の大学院指定	
履修方法及び修了要件等	
シラバス	

学生の海外留学・研修	
取得免許状・資格	
教育研究スタッフ -----	- 教育研究スタッフのプロフィール
科目等履修生	
教育職員免許取得 プログラム支援室の設置	
大学院連合学校教育学研科（博士課程）	
大学の取組み	
大学・大学院における教員養成推進プログラム	
特色ある大学教育支援プログラム	
防災体制・災害支援体制	
研究活動（研究プロジェクト）	
学校コンサルテーション事業	
学校図書館司書教諭講習	
公開講座	
免許法認定公開講座	
文化講演会	
出前講座	
フレンドシップ事業	
セクハラ対策委員会サイト	
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	
大学授業公開（授業参観・授業評価）	
受動喫煙防止対策	
自動対外式除細動器(AED)の設置	
教育研究組織・附属施設・附属学校	
教育研究組織	
附属図書館・各センター・附属学校	
キャンパスライフ	
学生生活 -----	学年暦等
	組織
	行事
	入学金・授業料の免除等
	奨学制度（スカラシップ）
	学割証等
	アルバイトの紹介
	大学会館・福利厚生施設の利用
	ＩＤカード（学生証）の利用
	課外活動
	学内施設の利用
	青少年研修施設等
	学生相談・オフィスアワー
	セクシュアル・ハラスメント
	保健管理
	学生の居住施設
就職支援 -----	学生の皆さんへ
	就職状況
	就職指導計画
	教職講座の日程
	教員採用試験の日程
	教員採用者数の推移
	年間学習モデルプラン
	必要書類の申請
	インターンシップ

役に立つリンク集

納付金

公開情報

このサイトについて

情報公開

独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等

組織に関する情報

業務に関する情報

財務に関する情報

評価・監査に関する情報

独立行政法人等の役員に就いている

退職公務員等の状況等の公表

役職員の報酬・給与等

法人文書の情報公開

個人情報保護

規則集の公開

行事予定表

広報刊行物の公開

上越教育大学概要

学報

JUEN 上越教育大学学園だより

NEWS Letters

上越教育大学年次報告書

教員公募

関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会

研究助成情報

学会・研究会・シンポジウム情報

各種評価情報

大学評価・学位授与機構による試行的大学評価

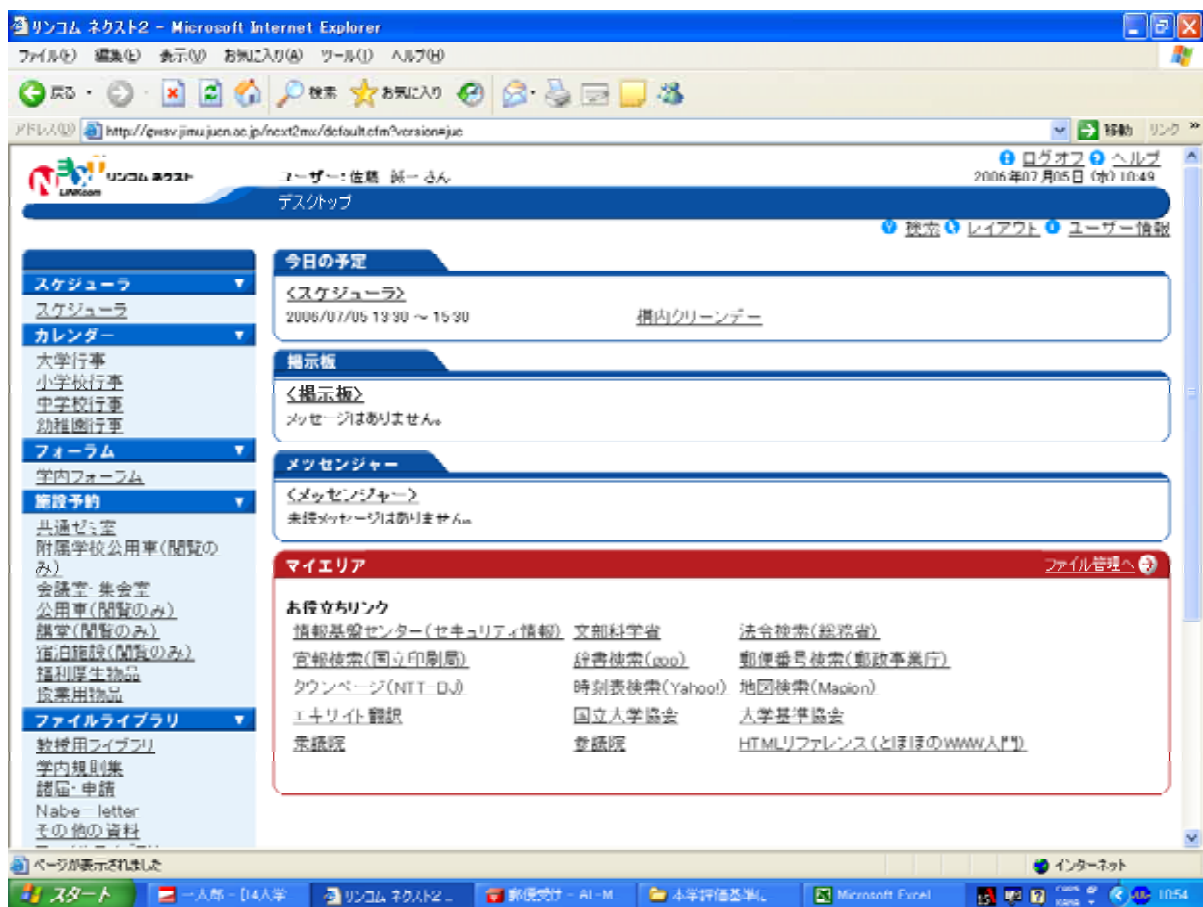
各事業年度におけ業務の実績に関する報告書及び評価結果

環境物品等の情報

国立大学法人上越教育大学情報セキュリティポリシー(抄)

プライバシーポリシー

別添資料14-2-2-2 「教職員情報共有システムのトップページ及び主な掲載項目」



スケジュール	-	スケジュール
カレンダー		大学行事 小学校行事 中学校行事 幼稚園行事
フォーラム	-	学内フォーラム
施設予約		共通ゼミ室 附属学校公用車（閲覧のみ） 会議室・集会室 公用車（閲覧のみ） 講堂（閲覧のみ） 宿泊施設（閲覧のみ） 福利厚生物品 授業用物品
ファイルライブラリー		教授用ライブラリー 学内規則集 諸届・申請 Nabe-letter その他の資料
掲示版		掲示版

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検及び評価等並びにその実施体制等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第69条の3第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第69条の3第2項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、附属図書館、学校教育総合研究センター、保健管理センター、情報基盤センター、心理教育相談室、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、各附属学校、事務局各課・室及び各部・講座等をいう。

(実施体制)

第3条 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(自己点検・評価の基本項目)

第4条 自己点検・評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流
- (8) 社会連携
- (9) 施設・設備
- (10) 財務
- (11) 管理運営

(評価基準等の設定)

第5条 前条に規定する基本項目の具体的な自己点検・評価の基準（以下「評価基準」という。）は、別に定めるものとする。

- 2 評価基準ごとに観点・指標を定めるときは、必要に応じて部局等の意見を聴くものとする。
- 3 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準及び評価基準ごとの観点・指標について見直しを図り、観点・指標については、委員会が必要に応じて改正できるものとする。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

- 2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、第4条に定める基本項目及び前条第1項に定める評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。
- 3 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、国立大学法人上越教育大学経営協議会及び国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「経営協議会及び教育研究評議会」という。）の議を経るものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(認証評価の実施)

第7条 認証評価は、原則として7年ごとに受けるものとする。

- 2 認証評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について認証評価機関が定める基準等に従って実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(法人評価の実施)

第8条 法人評価は、国立大学法人法等関係法令の定めるところにより部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(学生又は学外者の意見の反映)

第9条 部局等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

第10条 委員会は、自己点検・評価を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第11条 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、評価支援室に提出するものとする。

3 評価支援室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(監事への報告)

第12条 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

国立大学法人上越教育大学評価基準

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の評価基準を次のとおり定める。

第1 本学の目的

- 1 - 1 本学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 本学の目的が，本学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

第2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 本学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，本学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

第3 教員及び教育支援者

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が，適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって，適切な基準が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

第4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って，求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ，公表，周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され，機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が，入学定員と比較して適正な数となっていること。

第5 教育内容及び方法

（学校教育学部初等教育教員養成課程）

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価，単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

（大学院学校教育研究科修士課程）

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

第6 教育の成果

- 6 - 1 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

第7 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 7 - 1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 7 - 2 教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

第8 研究の水準及び達成状況

- 8 - 1 本学の研究目的（研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められていること。
- 8 - 2 研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制）及び研究支援体制（研究そのものではなく，学内共同利用機関や学部附属施設が機能の一部となっているような共同利用等のサービス体制）が，設定された研究目的に沿ったものになっていること。
- 8 - 3 現在の研究活動の水準及び達成状況が，本学が示した研究目的に照らして適切

であること。

- 8 - 4 本学の戦略的研究成果及び個人別研究成果の社会（社会・経済・文化）的活動の水準及び達成状況が、設定された研究目的に照らして適切であること。

第 9 学生支援等

- 9 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること
- 9 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 9 - 3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

第 10 国際交流

- 10 - 1 海外からの教職員の受入及び教職員の派遣が適切に行われていること。
- 10 - 2 海外との教育交流及び学生交流が適切に行われていること。
- 10 - 3 教職員の国際会議等への参加が活発に行われていること。
- 10 - 4 国際共同研究・国際貢献が適切に取り組みられていること。
- 10 - 5 国際交流を促進・支援する組織が設置されていること。

第 11 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

- 11 - 1 大学の目的に照らして、現職教員派遣研究生に対する研修サービスが適切に行われ、成果を上げていること。
- 11 - 2 大学の目的に照らして、地域連携事業に係る教育サービス（教育委員会との連携、学校コンサルテーション事業等）が適切に行われ、成果を上げていること。
- 11 - 3 大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービス（科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、図書館開放等）が適切に行われ、成果を上げていること。

第 12 施設・設備

- 12 - 1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 12 - 2 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていること
- 12 - 3 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていること。
- 12 - 4 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていること。

第 13 財務

- 13 - 1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 13 - 2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 13 - 3 大学の財務に係る監査等が適切に実施されていること。

第 14 管理運営

- 14 - 1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 14 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 14 - 3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

付 記

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

国立大学法人上越教育大学評価基準に係る観点・指標

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）第5条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学評価基準（平成17年学長裁定）に係る観点・指標を次のとおり定める。

1 基準第1項関係（本学の目的）

- 1-1-1 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1-1-2 学部の目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から、外れるものでないか。
- 1-1-3 大学院修士課程の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から、はずれるものでないか。
- 1-2-1 目的が、本学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

2 基準第2項関係（教育研究組織（実施体制））

- 2-1-1 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-1-2 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。
- 2-1-3 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-1-4 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2-2-1 教授会等（教授会、教育研究評議会）が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2-2-2 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数（回数）の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

3 基準第3項関係（教員及び教育支援者）

- 3-1-1 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 3-1-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3-1-3 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。
- 3-1-4 大学院修士課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。
- 3-1-5 連合大学院博士課程において、必要な主指導教員有資格者、指導教員有資格者が確保されているか。
- 3-1-6 大学の目的に応じて教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等）が講じられているか。
- 3-2-1 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、大学全体で適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院修士課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
- 3-2-2 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。
- 3-3-1 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
- 3-4-1 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

4 基準第4項関係（学生の受入）

- 4-1-1 学士課程について、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-1-2 大学院修士課程について、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-2-1 学士課程について、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

- 4 - 2 - 大学院修士課程課程について，アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており，実質的に機能しているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて，留学生，社会人，編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には，これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により，公正に実施されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており，その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。
- 4 - 3 - 実入学者数が，入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていないか。また，その場合には，これを改善するための取組が行われるなど，入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 5 基準第5項関係（教育内容及び方法）
- (学校教育学部初等教育教員養成課程)
- 5 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして，授業科目が適切に配置（例えば，教養教育及び専門教育のバランス，必修科目，選択科目等の配当等が考えられる。）され，教育課程の体系的性が確保されているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 1 - 学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請に対応した教育課程の編成（例えば，他大学との単位互換，総合インターンシップによる単位認定，修士課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5 - 1 - 単位の実質化への配慮がなされているか。
- 5 - 2 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用，T Aの活用等が考えられる。）
- 5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。
- 5 - 2 - 自主学習への配慮，基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
- 5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って，成績評価，単位認定，卒業認定が適切に実施されているか。
- 5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。
- (大学院学校教育研究科修士課程)
- 5 - 4 - 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 4 - 単位の実質化に配慮がなされているか。
- 5 - 5 - 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）
- 5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。
- 5 - 6 - 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。
- 5 - 6 - 研究指導に対する適切な取組（例えば，複数教員による指導体制，研究テーマ決定に対する適切な指導，T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成，教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。
- 5 - 6 - 学位論文に係る指導体制が整備され，機能しているか。
- 5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，

- 5 - 7 - 学生に周知されているか。
- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
- 5 - 7 - 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。
- 5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。
- 6 基準第6項関係（教育の成果）
 - 6 - 1 - 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
 - 6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
 - 6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
 - 6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
 - 6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 7 基準第7項関係（教育の質の向上及び改善のためのシステム）
 - 7 - 1 - 教育の状況について、活動の実体を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
 - 7 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
 - 7 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
 - 7 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
 - 7 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
 - 7 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
 - 7 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。
 - 7 - 3 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。
- 8 基準第8項関係（研究の水準及び達成状況）
 - 8 - 1 - 新構想の教育大学としての社会的使命を果たす研究目的が明確に定められているか。
 - 8 - 1 - センター等ごとに本学の研究目的を達成するために独自の研究目的が明確に定められているか。
 - 8 - 1 - 主として初等中等の現職教員の研究活動を促進するために、高度な研究水準が維持されているか。
 - 8 - 2 - 研究体制及び研究支援体制が研究活動を活性化する体制になっているか。
 - 8 - 2 - 基礎・開発・応用の協働で「教育に関する臨床研究」を推進するための弾力的な研究組織体制になっているか。
 - 8 - 2 - 学校教育総合研究センターの研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。
 - 8 - 2 - 情報基盤センターの研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。
 - 8 - 2 - 心理教育相談室の研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。
 - 8 - 2 - 実技教育研究指導センターの研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。

- 8 - 2 - 障害児教育実践センターの研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8 - 2 - 附属学校園の研究体制及び研究支援体制は、設定された研究目的に沿ったものになっているか。
- 8 - 2 - 諸施策に関する取組状況が、研究目的に沿った適切な取組になっているか。
- 8 - 2 - 研究目的の趣旨の周知及び公表に関する取組状況は、研究目的に沿った適切な取組になっているか。
- 8 - 3 - 大学レベルの戦略的研究は、本学の研究目的に照らして、独創的で発展的であるか。
- 8 - 3 - センター等の研究は、本学の研究目的に照らして、独創的で発展的であるか。
- 8 - 3 - 教員個人の研究は、本学の研究目的に照らして、独創的で発展的であるか。
- 8 - 4 - 大学レベルの戦略的研究は、本学の研究目的に照らして、教育実践または教育行政等への寄与の面で優れた成果をあげているか。
- 8 - 4 - センター等の研究は、本学の研究目的に照らして教育実践または教育課題解決等への寄与の面で優れた成果をあげているか。
- 8 - 4 - 教員個人の研究は、本学の研究目的に照らして、教育実践または政策形成等への寄与の面で優れた成果をあげているか。
- 9 基準第9項** 関係（学生支援等）
 - 9 - 1 - 学士課程の授業科目や専修・コースの選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。
 - 9 - 1 - 大学院修士課程の授業科目の選択の際のガイダンスが、適切に実施されているか。
 - 9 - 1 - 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
 - 9 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 9 - 1 - 特別な支援が必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。
 - 9 - 2 - 自主的学習環境（例えば、情報機器室、院生研究室等が考えられる。）が十分に整備され、機能しているか。
 - 9 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
 - 9 - 3 - 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健管理センター、学生相談室、就職支援室等が考えられる。）が整備され、機能しているか。
 - 9 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ者等が考えられる。）への生活支援等が適切に把握されているか。
 - 9 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 9 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。
- 10 基準第10項** 関係（国際交流）
 - 10 - 1 - 外国人教職員の受入れが活発に行われているかどうか。また、その際の支援制度が整っているか。
 - 10 - 1 - 外国人教員が採用されているか。
 - 10 - 1 - 教職員の海外派遣が活発に行われているか。
 - 10 - 2 - 海外協定校との教育交流活動が活発に行われているか。また、そうした活動を奨励する方針が策定されているか。
 - 10 - 2 - 学生の短期海外研修が定期的に行われているか。
 - 10 - 2 - 異文化理解に関する教育が行われているか。
 - 10 - 2 - 外国人留学生を積極的に受入れているか。また、支援制度・設備が整っているか。さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があるか。
 - 10 - 3 - 教職員の国際会議等への参加が活発に行われているか。
 - 10 - 4 - 国際共同研究事業（各種団体）、科学研究費補助金、国際交流協定、「国際共同研究の実施・参画」に属する個別活動等による国際共同研究やその他の団体との連携を通じた国際貢献が適切に取り組まれていること。
 - 10 - 5 - 国際交流を促進・支援する組織が設置されており、機能しているか。
- 11 基準第11項** 関係（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況）
 - 11 - 1 - 大学院での現職教員研修の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画

- が周知されているか。
- 1 1 - 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 1 - 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 1 - 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。
- 1 1 - 2 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1 1 - 2 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 1 - 2 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 1 - 2 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。
- 1 1 - 3 - 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1 1 - 3 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 1 - 3 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 1 - 3 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。
- 1 2 基準第 1 2 項関係（施設・設備）**
- 1 2 - 1 - 教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されているか。
- 1 2 - 1 - 各施設、設備の整備状況を客観的に把握できるカルテは作成されているか（部屋数・面積、収容者数等）。
- 1 2 - 1 - 各施設、設備は設置目的に沿った利用がなされているか。
- 1 2 - 1 - 各施設、設備は活用されているか（教室の稼働率等）。
- 1 2 - 1 - 各センター等の施設、設備は、相互の連携のもとで活用されているか。
- 1 2 - 2 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが整備されているか。
- 1 2 - 2 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが有効に活用されているか。
- 1 2 - 2 - 授業等で利用可能なパーソナルコンピュータ（端末）は十分整備されているか。
- 1 2 - 2 - 自学自習の場として利用可能なパーソナルコンピュータ（端末）及び情報・電源コンセント等が整備されている教室等を設置しているか。
- 1 2 - 2 - 情報ネットワークは適切にメンテナンスされセキュリティは確保されているか。
- 1 2 - 3 - 施設、設備の運用に関する方針が規定として整備されているか。
- 1 2 - 3 - 施設・設備の運用に関する規定が、構成員に周知されているか。
- 1 2 - 4 - 教育課程に対応する図書、学術雑誌、視聴覚資料が整備されているか。
- 1 2 - 4 - 学校教育に関する教育研究に必要な学術雑誌が整備されているか。
- 1 2 - 4 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料等が活用されているか。
- 1 3 基準第 1 3 項関係（財務）**
- 1 3 - 1 - 目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 1 3 - 1 - 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
- 1 3 - 2 - 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 1 3 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 1 3 - 2 - 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
- 1 3 - 3 - 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 1 3 - 3 - 財務について、会計監査等が適正に行われているか。
- 1 4 基準第 1 4 項関係（管理運営）**
- 1 4 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

- 1 4 - 1 - 大学の目的を達成するために効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 1 4 - 1 - 学生，教員，事務職員等，その他学外関係者のニーズを把握し，適切な形で管理運営に反映されているか。
- 1 4 - 1 - 監事が適切な役割を果たしているか。
- 1 4 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう，研修等，管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
- 1 4 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ，その方針に基づき，学内の諸規定が整備されるとともに，管理運営に関わる委員や役員の選考，採用に関する規定や方針，及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 1 4 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的，計画，活動状況に関するデータや情報が，蓄積されているとともに，大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され，機能しているか。
- 1 4 - 3 - 大学の活動の総合的な状況について，根拠となる資料やデータ等に基づいて，自己点検・評価（現状・問題点の把握，改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され，機能しているか。
- 1 4 - 3 - 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。
- 1 4 - 3 - 自己評価の結果について，外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され，実施されているか。
- 1 4 - 3 - 評価結果が，フィードバックされ，大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され，機能しているか。

付 記

この観点・指標は，平成17年4月1日から実施する。

平成18年度上越教育大学自己点検・評価実施要項

1 自己点検・評価の趣旨

国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究，組織及び運営，並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検・評価の実施体制

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年規則第4号）（以下「規則」という。）第3条に基づき、自己点検・評価に係る企画，立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

3 自己点検・評価項目

(1) 本学評価基準に関する状況

- 基準第1 本学の目的
- 基準第2 教育研究組織（実施体制）
- 基準第3 教員及び教育支援者
- 基準第4 学生の受入
- 基準第8 研究の水準及び達成状況
- 基準第10 国際交流
- 基準第12 施設・設備
- 基準第13 財務
- 基準第14 管理運営

(2) 組織の運営状況等

(3) 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況

4 自己点検・評価の実施方法

(1) 本学評価基準に関する状況

別紙1のとおり

(2) 組織の運営状況等

別紙2のとおり

(3) 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況

別紙3のとおり

5 自己点検・評価書の公表

(1) 自己点検・評価書等は、原則として全て年次報告書に掲載し学内外に本学ホームページで公表する。

(2) 年次報告書への掲載方法（項目別，組織別等）は、評価委員会が決定する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、平成18年度における自己点検・評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

本学評価基準による自己点検・評価の実施方法

1 本学評価基準による自己点検・評価の目的

この自己点検・評価は、規則第4条に規定する基本項目に対応する評価基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施し、その評価結果を学内へフィードバックすることにより、本学の教育研究活動等の改善に役立てることを目的とする。

2 部局等における自己点検・評価

- (1) 各部局等は、本実施方法に従って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価書を作成する。
- (2) 自己点検・評価は、基準ごとに行い、別に定めた観点・指標に従って状況を分析・整理し、記述する。
- (3) 本学全体としての自己点検・評価のため、基準又は観点・指標によっては、複数の部局等が共同で実施するものがあるため、その場合は当該部局等間で実施方法を調整する。
- (4) 基準ごとの自己点検・評価を実施する際には、基準に対応して示した観点及び指標に従って本学の教育研究活動等を分析する。観点及び指標は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となるので、自己点検・評価においては、すべての基本的な観点到に係る状況の分析を行う。
- (5) 基準ごとの観点及び指標に加えて、観点・指標を設定する必要がある場合、又は評価基準ごとの観点・指標について見直しを図りたい場合は、評価委員会へ申し出ることができる。
- (6) 観点・指標の分析に当たっては、観点・指標ごとに「観点・指標に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述する。

「観点・指標に係る状況」については、目的との関連を踏まえて、自己点検・評価書提出時までに自己点検・評価が可能となるまでの分析を記述する。この際、取組や活動の内容等について、当該観点的状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述する。

なお、各観点・指標に関する中期目標・中期計画の達成状況等を自己点検・評価に反映させるよう努める。

「分析結果とその根拠理由」は、「観点・指標に係る状況」についての分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を「観点・指標に係る状況」に記載した根拠となる資料・データ等を適切に示しながら記述する。

- (7) 基準ごとに観点的分析の中から目的を踏まえて、特筆すべき点や新たな取組が求められる点など特に重要と思うことを「優れた点及び今後の検討課題」として抽出し、記述する。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述する。

3 評価委員会等における検証

- (1) 評価委員会は、部局等が作成した自己点検・評価書に対して、必要に応じて部局等に対する聞き取り調査等を行い、観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況にあるのか、根拠となる資料・データ等で確認し、基準ごとに本学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行う。
- (2) 基準ごとに観点・指標の分析を整理し、当該基準全体に係る自己点検・評価の状況を分かりやすく示すために自己評価の概要を記述する。
- (3) 概要には、基準を満たしており、その取組が優れていると判断する場合や、改善の必要があると認める場合には、その旨の指摘を行う。
- (4) 評価委員会は、自己点検・評価が終了したときは、その結果を学長へ報告する。

(5) 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定する。

4 自己点検・評価書等の作成

(1) 自己点検・評価書の構成

基準に係る本学の特徴及び目的

基準ごとの自己点検・評価

(2) 自己点検・評価書の様式

自己点検・評価書は、A 4 縦長・横書きで作成する。

余白は、上下・左右とも20ミリ程度とする。

ページの中央下に通し番号を付ける。(表紙をつける場合は、表紙の次ページからとする。)

フォントは、明朝体9ポイントとする。原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用する。

漢字コードは、原則としてJIS第1,第2水準の範囲で使用し、外字は使用しない。人名などでJIS第1,第2水準にない漢字は、代替文字、若しくは、かな書きとする。

文体は、「である」を基調とした文章様式とする。

オクリガナは、送りがなの付け方(内閣告示)に基づき記載する。

接続詞の書き方は、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」等とする。

機関・委員会等の名称は、省略せずに正式名称を記載する。

姓名のいずれか又は両方が1字の場合は、姓名の間を1字空ける。

(3) 自己点検・評価書の記述要領

基準に係る本学の特徴及び目的

1) 文字数は、2,000字(横50字×縦40行)以内とする。

2) 大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、基準に係る本学の特徴が表れるように記述する。

3) 大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針又は中期目標等を踏まえて、基準に係る本学の目的について、適宜、項立てをしたり、箇条書にするなど分かりやすく記述する。

基準ごとの自己点検・評価

文字数は、基準ごとに「観点・指標ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて7,000字(横50字×縦40行)以内、「自己評価の概要」については1,000字(横50字×縦40行)以内とする。

なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とする。

根拠となる資料・データ等の示し方

1) 資料・データ等は、原則として、「観点・指標に係る状況」の本文中に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載する。(コピーの貼り付けや差し込みでも構わない。)その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限とする。

また、本文中に記載することで読みにくくなる場合には、別添として記載する。本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明記する。

2) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼り付ける場合等は、内容が明確に判別できるように注意する。

3) 資料・データ等には、本学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できる。

4) 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、企画室企画・評価チームに相談する。

次ページの記載例1を参考にして作成する。

5 自己点検・評価書の提出方法

(1) 提出方法

自己点検・評価書 1部

片面印刷したものを1部提出すること。

自己点検・評価書の電子媒体 1部

(2) 提出期限

平成18年7月31日(月)厳守

(3) 提出先

大学評価委員会委員長(事務担当:企画室企画・評価チーム(hyoka@juen.ac.jp,内線3658))

(4) その他

提出された自己点検・評価書等は返却しない。

組織の運営状況等に関する自己点検・評価の実施方法

1 本学組織の運営状況等に関する自己点検・評価の目的

この自己点検・評価は、規則第6条第4項に基づき各組織の運営状況を客観的に把握するとともに、組織の将来的な在り方及び業務・活動内容について検討し、不断に改善・改革を行うことを目的とする。

2 自己点検・評価の対象期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3 部局等における自己点検・評価

- (1) 各部局等は、本実施方法に従って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価書を作成する。
- (2) 自己点検・評価は、次に掲げる事項及び別添「各組織毎の項目・内容及び作成責任者等一覧」に従って、当該組織の状況及び業務・活動内容を分析・整理し、記述する。

設置の趣旨（目的）及び組織

運営・活動の状況

優れた点及び今後の検討課題等

4 評価委員会等における検証

- (1) 評価委員会は、部局等が作成した自己点検・評価書等を取りまとめ、内容の確認・整理を行う。
- (2) 評価委員会は、自己点検・評価が終了したときは、その結果を学長へ報告する。
- (3) 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定する。

5 自己点検・評価書等の作成

(1) 自己点検・評価書の様式

自己点検・評価書は、A4縦長・横書きで作成する。

余白は、上下・左右とも20ミリ程度とする。

ページの中央下に通し番号を付ける。（表紙をつける場合は、表紙の次ページからとする。）

フォントは、明朝体9ポイントとする。原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用する。

漢字コードは、原則としてJIS第1，第2水準の範囲で使用し、外字は使用しない。人名などでJIS第1，第2水準にない漢字は、代替文字、若しくは、かな書きとする。

文体は、「である」を基調とした文章様式とする。

オクリガナは、送りがなの付け方（内閣告示）に基づき記載する。

接続詞の書き方は、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」等とする。

機関・委員会等の名称は、省略せずに正式名称を記載する。

姓名のいずれか又は両方が1字の場合は、姓名の間を1字空ける。

(2) 自己点検・評価書の記述要領

各項目の字数は、原則として別添「各組織毎の項目・内容及び作成責任者等一覧」の予定字数を目安とすること。

設置の趣旨（目的）及び組織は、次に事項を参考に記述する。

ア 組織設置の趣旨（目的）

イ 組織の構成及び構成員等（専門部会等が設置されている場合には、これら組織についても記載する。）

運営・活動の状況は、次の事項を参考に、年度における運営・活動全般について記述する。

ア 委員会等の開催状況

イ 審議された主な事項

ウ 重点的に取組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

優れた点及び今後の検討課題等は、特筆すべき点や新たな取組が求められる点など特に重要と思うことについて、記述する。

次ページの記載例 2 を参考に作成する。

6 自己点検・評価書等の提出方法等

(1) 提出方法

自己点検・評価書 1部

片面印刷したものを1部提出すること。

自己点検・評価書の電子媒体 1部

(2) 提出期限

平成19年4月27日（金）厳守

(3) 提出先

大学評価委員会委員長（事務担当：企画室企画・評価チーム（hyoka@juen.ac.jp，内線3658））

(4) その他

提出された自己点検・評価書等は返却しない。

各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する自己点検・評価の実施方法

1 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する自己点検・評価の目的

この自己点検・評価は、各教員が常に教育・研究活動の現状を客観的に把握するとともに、学部・大学院等の理念・目的との関連において点検・評価し、各教員が誇るべき長所と改善すべき点を明らかにして不断に改善・改革を行い、本学の教育研究活動等の水準を維持・向上させることを目的とする。

2 自己点検・評価の対象期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3 各教員における自己点検・評価

(1) 各教員は、本実施方法に従って自己点検・評価を実施し、自己点検・評価書を作成する。

(2) 自己点検・評価は、教育・研究活動及び社会との連携に関する状況を以下の項目・内容等を参照の上、分析・整理し、記述する。

なお、各教員の担当授業科目・時間数及び各教員が指導した学位論文の題目は、「資料編」として別に作成するため、記載不要とする。

教育活動

) 授業

平成10年10月26日大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性が輝く大学 - 」及び大学評価・学位授与機構が示す「自己評価実施要項分野別教育評価（教育学系）に準拠（（ ）内参照）し、以下のような観点で学部・大学院（修士課程、博士課程）について、記載する。

【観点1】教育方法及び成績評価面での取組

授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に関する取組状況

……大学に入学してくる学生の多様化が進む中で、現在の大学教員にはこれまで以上に個々の学生に学習への動機付けを与え、学生が学習及び研究目標を確立するための指導を行うことが求められている。……各教員は、例えば、シラバスに明記する等の方法により、学生が事前に行う準備学習や事後の復習、レポートの提出などについても十分な指示を与えることが、教員の努めであることを十分に認識し、自覚して授業の設計を行うことが必要である。……

成績評価法に関する取組状況

大学の社会的責任として、学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目的達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである。

【観点2】教育の達成状況

進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断した取組状況

高等教育の大衆化と学生の多様化が一層進展する中で、各大学はそれぞれの個性・特色を發揮しつつ、学部段階における教育機能の充実強化を通じた卒業生の質の確保を図ることが必要である。

・・・大学は、公共的な機関として、社会に貢献する人材の養成に当たるといふ役割を担っており、学生に高い付加価値を身に付けさせた上で卒業生として送り出すことは大学の社会的責任であるといふことを十分認識する必要がある。

) 研究指導

次のような実施状況を学部・大学院（修士課程、博士課程）について、記載する。

【観点1】学部

例えば、教育に関わる臨床的な実践力を修得させるために、どのように専門的な研究指導を行ったか。

【観点2】大学院

例えば、より高度な臨床的な実践力を修得させるために、どのように専門的な研究指導を行ったか。

) その他の教育活動

次の事項について該当がある場合は、記述する。

- ・ 他の国立大学法人、公立・私立大学での非常勤講師
- ・ 教職講座
- ・ 教育実習における学生指導
- ・ 附属学校園における研究会実施に係る指導・助言等

) 特色ある点及び今後の検討課題等

上記)～) の活動全般を通して、特筆すべき点について自己評価するとともに、新たな取組みが求められる点についても積極的に記述する。

研究活動

) 研究成果の発表状況

- ・ 著書
- ・ 論文
- ・ 作品・演奏発表、競技・指導・審査歴
- ・ 教育実践に関する業績
- ・ 学会等における口頭発表等

国際学会、国内学会（シンポジウム、フォーラム含む）で、ゲストスピーカー等として招待を受けの講演（パネリスト含む）又は議長を行った場合は、その旨明記（印を付す）する。

- ・ 上記以外の研究成果の発表状況

) 共同研究（幼、小、中、高等学校及び特殊教育諸学校教員との共同研究を含む）の実施状況

) 国際研究プロジェクトへの参加状況

-) 学会活動への参加状況等
 - ・ 参加状況
 - ・ 学会役職
 - ・ 国際学会，国内学会（シンポジウム，フォーラム含む）の企画
 - ・ 学会誌の編集 等

) 国内外の学術賞の受賞状況

) 在外研究の状況

) 特色・強調点等

研究活動全般を通して，発表した成果物（著書，論文，作品など）や活動等，研究の内容はどのような特色・強調点があったか，独創性と発展性，他分野への貢献，教育実践への寄与，地域の教育課題への寄与，政策形成への寄与などの面からどのように優れているか自己評価し，簡潔に記述する。

社会との連携

) 社会的活動状況

- ・ 各種学外委員会等への参画等
- ・ 各種の研修，セミナー等における講演，指導・助言等
- ・ 公開講座，出前講座
- ・ その他の各種教育・研究支援，協力等

) 社会への寄与等

上記「)社会的活動状況」における活動が，

- ・ 社会の教育・研究に関するニーズへの寄与，
- ・ 各地域特有の教育上の諸課題解決への寄与
- ・ 各種の教育課題・政策形成への寄与 等

といった観点からどのように寄与したか，また，サービスの享受者（社会）からどのように受け止められたか自己点検・評価し，簡潔に記述する。

4 評価委員会等における検証

- (1) 評価委員会は，提出された自己点検・評価書の記載内容の整理，データ集計等の取りまとめ及び総括的な点検・評価を行う。
- (2) 評価委員会は，自己点検・評価が終了したときは，その結果を学長へ報告する。
- (3) 学長は，経営協議会及び教育研究評議会の議を経て，自己点検・評価の結果を決定する。

5 自己点検・評価書の作成

(1) 自己点検・評価書の様式

自己点検・評価書は，A4縦長・横書きで，原則として電子ファイル（「Word」，「一太郎」又は「テキスト」形式）とする。

余白は、上下・左右とも20ミリ程度とする。

フォントは、明朝体9ポイントとする。原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用する。

漢字コードは、原則としてJIS第1,第2水準の範囲で使用し、外字は使用しない。人名などでJIS第1,第2水準にない漢字は、代替文字、若しくは、かな書きとする。

文体は、「である」を基調とした文章様式とする。

オクリガナは、送りがなの付け方(内閣告示)に基づき記載する。

接続詞の書き方は、「及び」、「並びに」、「又は」、「若しくは」等とする。

機関・委員会等の名称は、省略せずに正式名称を記載する。

姓名のいずれか又は両方が1字の場合は、姓名の間を1字空ける。

(2) 自己点検・評価書の記述要領

職名は、平成19年3月31日現在で記入する。

「教育活動」の「授業」、「研究指導」、「その他の教育活動」及び「特色ある点及び今後の検討課題等」については、それぞれ概ね200字から300字程度を目安として作成し、全事項で2,000字から2,500字程度を目安に作成する。

助手が授業の補助を行っている場合は、「授業」について記入する

6 自己点検・評価書等の提出方法

(1) 提出方法

自己点検・評価書 1部

片面印刷したものを1部提出すること。

自己点検・評価書の電子媒体 1部

(2) 提出期限

平成19年4月27日(金)厳守

(3) 提出先

大学評価委員会委員長(事務担当:企画室企画・評価チーム(hyoka@juen.ac.jp,内線3658))

(4) その他

提出された自己点検・評価書等は返却しない。